独立役員届出書

1. 基本情報

| 会社名 | 株式会社七十七銀行 コード 834 | | | | | | | |
|----------------------------------|-------------------|-------------|------------|-------|-----------|--------|--|--|
| 提出日 | | 2016/9/5 | 異動(予定)日 | | 2016/8/25 | | | |
| 独立役員届出 提出理由 | | 社外監査役である庄子正 | 昭氏が逝去し、平成: | 28年8月 | 125日付で退行 | Eしたため。 | | |
| ☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1) | | | | | | | | |

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 氏名 | 社外取締役/ 社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性(※2・3) | | | | | | | | | | 異動内容 | 本人の 同意 | | | | |
|--------|-----------------|-------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|-----------|------|------|----|---|
| | | | а | b | С | d | е | f | g | h | i | j | k | - | 該当なし | 大利的台 | 同意 | |
| 1 | 杉田 正博 | 社外取締役 | 0 | | | | | | | | | | 0 | | | | | 有 |
| 2 | 中村 健 | 社外取締役 | 0 | | | | | | | | | | 0 | | | | | 有 |
| 3 | 鈴木 敏夫 | 社外監査役 | 0 | | | | | | | | | | 0 | | | | | 有 |
| 4 | 山浦 正井 | 社外監査役 | 0 | | | | | | | | | | 0 | 0 | | | | 有 |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

| <u> </u> | <u> </u> | |
|----------|---|--|
| 番号 | 該当状況についての説明(※4) | 選任の理由(※5) |
| 1 | 杉田正博氏は当行の取引先でありますが、取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。 | 公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監督するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。 |
| 2 | 中村健氏および中村健法律事務所は当行の取引先でありますが、取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。 | 公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監督するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。 |
| 3 | 鈴木敏夫氏は、当行の取引先である東北電力株式会社の出身者であります。 当行と東北電力株式会社との間には預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。なお、東北電力株式会社は当行の株主ですが、平成28年3月31日時点で議決権保有割合は2.27%であって独立性に懸念はないと判断しております。 | 公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監視するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。 |
| 4 | 山浦正井氏および同氏が会長を務める社会福祉法人仙台市社会福祉協議会は、当行の取引先であります。。同氏との取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすさればないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。また、当行と社会通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を経過であり、株主・投資者の判断に影響を経過であり、大きでは、当行と社会を関係であり、大きでは、当行の取引先である。では、一つの出身者に対します。同氏は、当行の取引先である仙台市および株式会社仙台ソフトウェアセンターの出身者に指定会融機関であり、な金の収納、支払の事務を取扱うほか、しまった指定会融機関であります。とから、取引の概要の記載を省略いたします。当行は仙台市にお、追ります。とから、取引を振っております。との性質に照らした、株式・投資者の判断に影響を及ぼすまで、当行は独立とから、取引の概要の記載を省略いたしままで、当行は独立とから、取引の根要の記載を省略いたと判断されることから、取引の根要の記載を省略いたしままで、当行は2.15%を出資しております。また、株式会社仙台ソフトウェアセンターでは、当行専務取締役の藤代哲とは、預貨金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の概要を対した。当行を発表しております。まず、投資金等の取引がありますが、通常の銀行であり、取引の概要を経路いたします。まず、対策を発表している。当行専務取締役の藤代哲也氏が社外取締役を務めており、当行と同社は社外役員の相互としての独立性に影響を与えるものではありません。 | 公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監視するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。 |
| 5 | | |

補足説明

当行は、社外取締役および社外監査役の独立性の要件を定めた「独立性判断基準」を制定し、当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナン、に関する基本方針」3. (9)「独立性判断基準」に記載しておりますので、ご参照ください。 スに関する基本方針」3. (9)「独立性判断基準」に記載しており http://www.77bank.co.jp/77bank/corporategovernance/index.html#03

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。※2 役員の属性についてのチェック項目a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合) c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

 - d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)

 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者 f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者 g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i. 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j. 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者 (本人のみ)
 k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
 l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
 ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
 ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
 独立役員の選任理由を記載してください。